

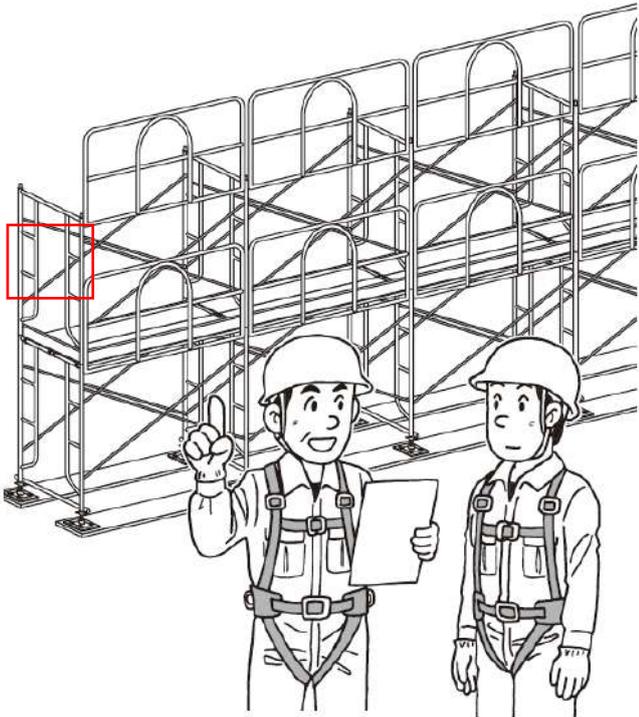
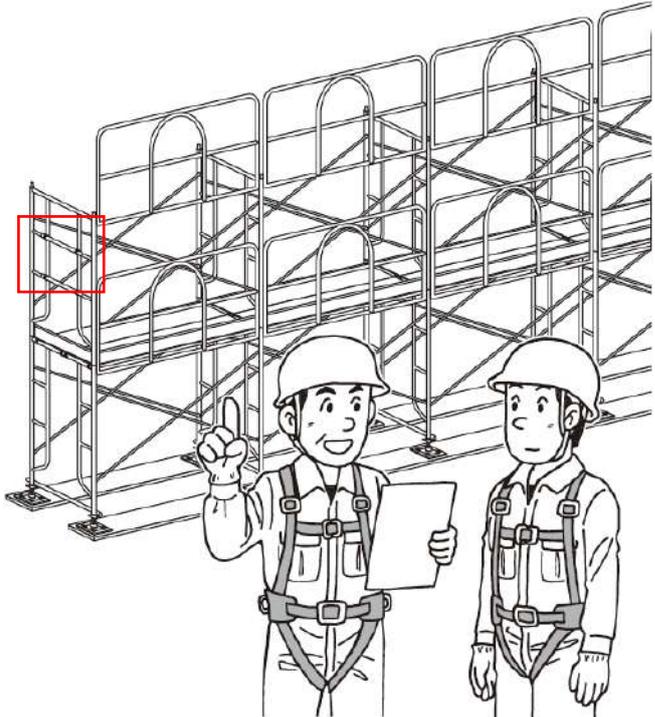
ーリスクアセスメントを取り入れたー
建設業における現場管理者のための
統括管理の手引

＜新旧対照表＞ 第4版 令和6年5月1日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。
※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

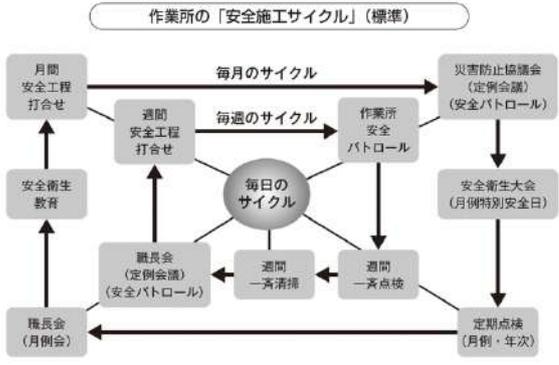
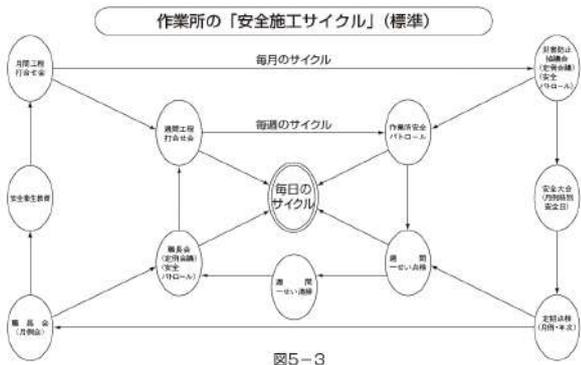
(旧版) 第3版2刷(令和5年8月30日)No.135312	(新版)第4版(令和6年5月1日)No. 135312
【表記・用語の統一】	
元請業者	特定元方事業者、元方事業者
下請業者、再下請業者	下請負人、二次(三次)下請負人
下請業者	協力会社、関係請負人
現場代理人	職長・安全衛生責任者
作業員	労働者
誘導員	誘導者
職長	職長・安全衛生責任者
安全衛生責任者	職長・安全衛生責任者
ヒヤリ・ハット	ヒヤリハット

(旧版) 第3版2刷(令和5年8月30日)No.135312			(新版)第4版(令和6年5月1日)No. 135312		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
前 付 け	下から 7行目	6. 労働者、作業員、従業員、労務者等の呼び方については、作業員に統一した。 <u>ただし、法条文を引用している場合には、労働者の用語を使用した。</u> (下線部を削除)	前 付 け	下から 7行目	6. 労働者、作業員、従業員、業者等の呼び方については、労働者に統一した。
前 付 け	下から 6行目	7. 現場、工事現場、建設工事現場等の呼び方については、建設現場に統一した。 (下線部を追加)	前 付 け	下から 7行目	7. <u>建設作業所、現場、工事現場、建設工事現場等の呼び方</u> については、建設現場に統一した。
10	下から 5行目	また、一方、統括管理を行うべき元請業者として、混在現場における安全確保のための安全対策を、 <u>末端作業員にまで徹底</u> させるためには、 <u>新たに入場する作業員</u> などに対して現場全体の状況、現場内の危険箇所、他の作業との関連等について関係請負人に資料の提供等を行う必要がある。(安衛則第642条の3) (下線部を修正)	10	下から 4行目	また、一方、統括管理を行うべき <u>特定元請業者</u> として、混在現場における安全確保のための安全対策を、 <u>周知</u> させるためには、 <u>新規入場者教育等</u> が行われる際などに対して現場全体の状況、現場内の危険箇所、他の作業との関連等について関係請負人に資料の提供等を行う必要がある。(安衛則第642条の3)

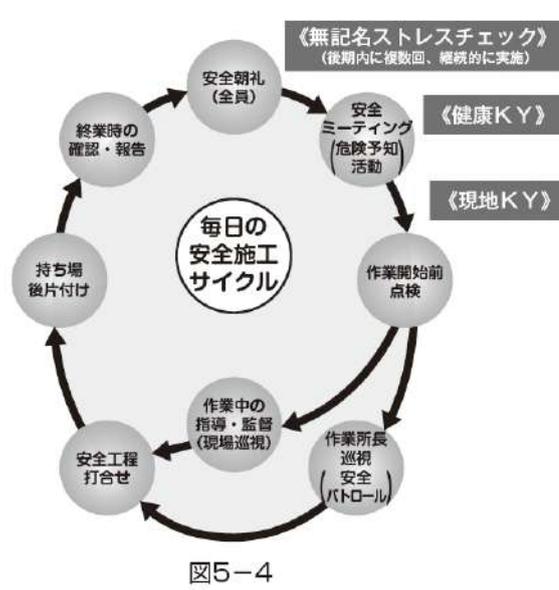
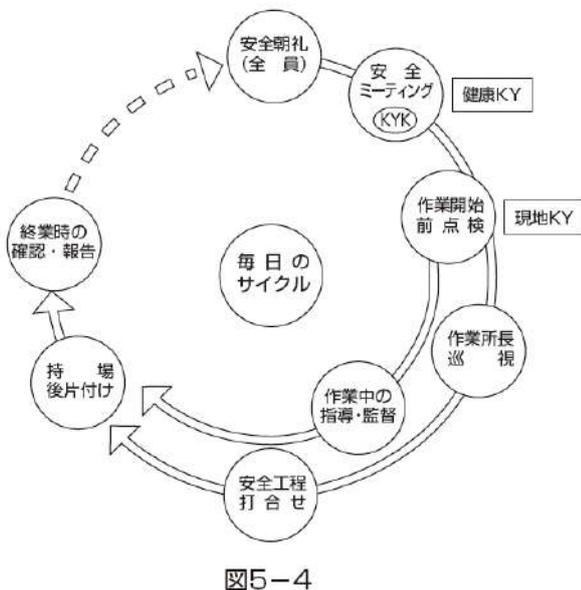
(旧版) 第3版2刷(令和5年8月30日)No.135312			(新版)第4版(令和6年5月1日)No. 135312		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
14	下から 14行目	建設業法第24条の6においては、第1項で、発注者から直接仕事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。 (下線部を修正、追加)	14	下から 15行目	建設業法第24条の7においては、第1項で、発注者から直接仕事を請け負った特定建設業者〔元請の立場で、総額4,500万円以上(建築一式においては7,000万円以上)の金額を下請負人に外注する建設会社〕は、当該建設工事の下請負人が、その請け負った建設工事を他の下請負人に請け負わせる建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該建設工事における各下請負人の指導に努めるものとする。と規定している。
15	図	(赤枠を追加)	15	図	
					
18	上から 2行目	安衛法第31条の3では、… (下線部を追加)	18	上から 2行目	安衛法第31条の3 第1項では、…
18	下から 1行目	特定発注者と下請負人の作業員の運転・玉掛け運転についての合図の作業、その他の作業を行う者との間及び下請負人の作業員相互間の作業内容・作業の指示及び立入禁止区域について必要な連絡及び調整を行うこと。 (下線部を修正、追加)	18	下から 1行目	特定発注者と下請負人の労働者の運転・玉掛け運転についての合図の作業、その他の作業を行う者との間及び下請負人の労働者相互間における作業内容・作業の指示系統及び立入禁止区域について必要な連絡及び調整を行うこと。

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
38	上から3行目	「機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるもの」に改正された。(平成26年12月1日から施行) (下線部を修正)	38	上から3行目	「機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるもの」とされている。

50	図	(右に差し替え)	50	図	
----	---	----------	----	---	--



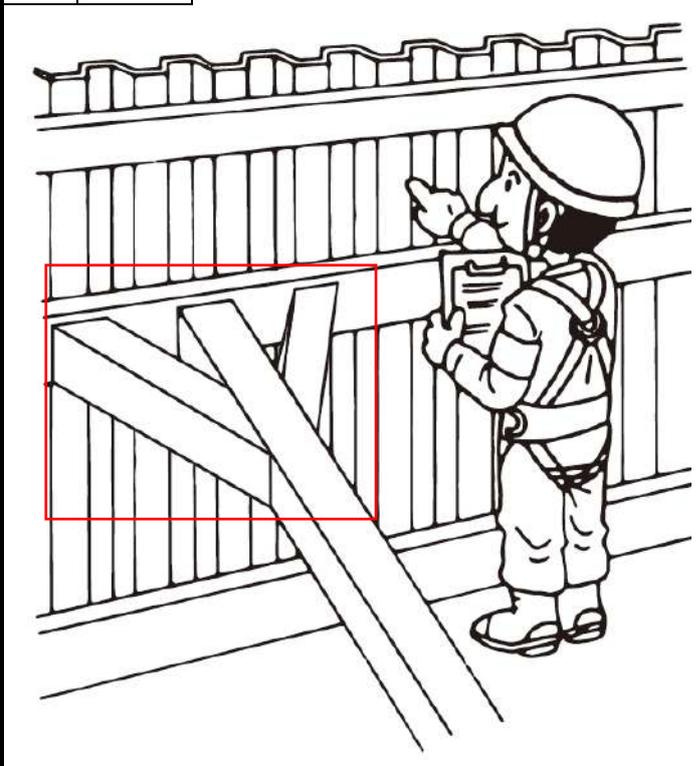
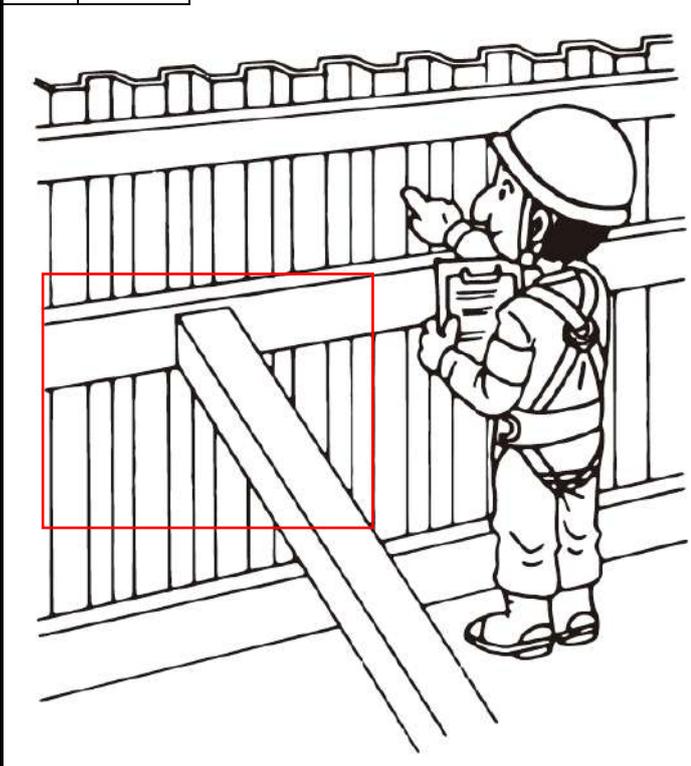
51	図	(右に差し替え)	51	図	
----	---	----------	----	---	--



51	上から12行目	建設現場の工事担当者にとって、日々の連絡及び調整の業務は、作業管理業務のうち、最も重要な業務の一つである。連絡及び調整の業務は、必要に応じ随時関係者間で行われるが、建設現場では、すべての関係者(工事担当者と関係下請責任者)を… (下線部を修正)	51	上から12行目	建設現場の工事担当者にとって、日々の連絡及び調整の業務は、作業管理業務のうち、最も重要な業務の一つである。連絡及び調整の業務は、必要に応じ随時関係者間で行われるが、建設現場では、すべての関係者(工事担当者と関係請負人の責任者)を…
----	---------	---	----	---------	---

頁	箇所	内容
71	図	(赤枠を修正)

頁	箇所	内容
71	図	



頁	箇所	内容
83	図	(赤枠を追加)

頁	箇所	内容
83	図	



頁	箇所	内容
85	表6-2	(赤枠を修正)

頁	箇所	内容
85	表6-2	

表6-2 有害要因に対する労働衛生保護具の種類

有害要因	部位	保護具の種類
① ガス、蒸気、粉じん	呼吸器	呼吸用保護具（電動呼吸用保護具も含む(防じんマスク、防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器、酸素呼吸器)）
② 火く射熱	顔面部 体表	防熱面 防熱衣
③ 酸、アルカリ、鉍植物性油、化学薬品の飛まつ	皮膚	呼吸用保護具等、保護手袋 保護長靴 保護クリーム
④ 紫外線、赤外線	眼	遮光眼鏡、シールド型遮光面ヘルメット型遮光面 遮光保護具
⑤ 騒音	耳	耳せん、耳おおい（イヤーマフ） 防音ヘルメット
⑥ 局所振動	手（前腕）	防振手袋

表6-2 有害要因に対する労働衛生保護具の種類

有害要因	部位	保護具の種類
① ガス、蒸気、粉じん	呼吸器	呼吸用保護具（電動呼吸用保護具も含む(防じんマスク、防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器、酸素呼吸器)）
② 火く射熱	顔面部 体表	防熱面 防熱衣
③ 酸、アルカリ、鉍植物性油、化学薬品の飛まつ	皮膚	呼吸用保護具等、保護手袋 保護長靴 保護クリーム
④ 紫外線、赤外線	眼	遮光眼鏡、シールド型遮光面ヘルメット型遮光面 遮光保護具
⑤ 騒音	耳	耳せん、耳おおい（イヤーマフ） 防音ヘルメット
⑥ 局所振動	手（前腕）	防振手袋

88 表6-5 (赤枠を修正)

表6-5 一般健康診断の種類

名称	対象者	実施時期
雇入れ時健康診断	常時使用する労働者	新規に採用したとき
定期健康診断	常時使用する労働者	1年以内ごとに、定期的に、1回
	安衛則第13条第1項第3号に掲げる業務に常時従事する労働者	当該業務に配置換えの際、及び6月以内に、定期的に、1回
給食従業員の検便	事業に所属する食又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、又は当該業務に配置換えの際

*海外派遣労働者の健康診断
労働者を海外に6カ月以上派遣するとき
6カ月以上派遣した労働者が帰国したとき

88 表6-5

表6-5 一般健康診断の種類 (安衛則第44条)

名称	対象者	実施時期
雇入れ時健康診断	常時使用する労働者	新規に採用したとき
定期健康診断	常時使用する労働者	1年以内ごとに、定期的に、1回
	安衛則第13条第1項第3号に掲げる業務に常時従事する労働者	当該業務に配置換えの際、及び6月以内に、定期的に、1回

*海外派遣労働者の健康診断：（・労働者を海外に6カ月以上派遣するとき）、
（・6カ月以上派遣した労働者が帰国したとき）

89 表6-6 (右に差し替え)

表6-6 特殊健康診断の種類（主なもの。）

名称	対象者	実施時期
じん肺健康診断	じん肺に罹患し、又はそのおそれのある粉じんを発生する場所における業務（粉じん作業）に常時従事する労働者	就業の際、常時粉じん作業に従事する者は、3年以内ごとに、定期的に、1回、じん肺の程度に応じ、1年又は3年以内に定期的に、1回
石棉健康診断	石棉等の取扱いに伴い石棉の粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に常時従事したことのある在職労働者	雇入れの際、当該業務に配置換えの際、及び6月以内ごとに、定期的に、1回
高気圧業務健康診断	高気圧業務又は潜水業務（高気圧業務）に常時従事する労働者	雇入れの際、当該業務に配置換えの際、及び6月以内ごとに、定期的に、1回
有機溶剤業務健康診断	屋内作業場又はタンクもしくは坑の内部その他の場所における有機溶剤業務に常時従事する労働者	雇入れの際、当該業務に配置換えの際、及び6月以内ごとに、定期的に、1回
特定化学物質健康診断	特定化学物質を取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に常時従事したことのある在職労働者	雇入れの際、当該業務に配置換えの際、及び6月以内ごとに、定期的に、1回

88 表6-6

(2) 特殊健康診断等

表6-6 就業時、定期、離職時の健康診断【じん肺法7、8、9条】

名称	対象者	実施時期	
		雇入れ時	配置替時
じん肺健康診断	粉じんを発生する場所における業務（粉じん作業）に常時従事する労働者	○	○

じん肺管理区分による

89 表6-7

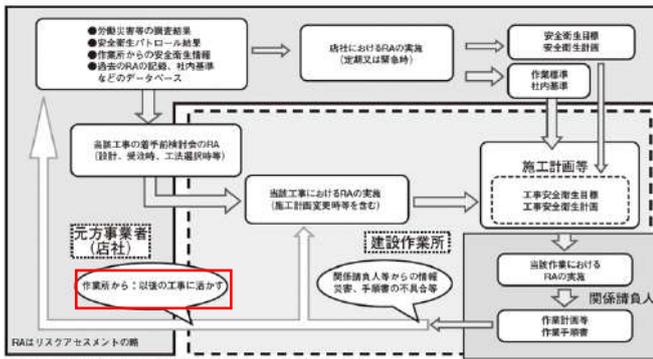
表6-7 特殊健康診断の種類【安衛法66条第2項、第3項】（主なもの）

名称	対象者	実施時期	
		雇入れ時	配置替時
有機溶剤業務健康診断【有機則29、31条】	屋内、タンク、坑内その他の場所における有機溶剤業務に常時従事する労働者	○	○
四アルキル鉛を取り扱う業務【四鉛則22条】	四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者	○	○
特定化学物質を取り扱う業務【特化則39条】	特定化学物質を取り扱う業務、溶接ヒュームを取り扱う業務に常時従事する労働者	○	○
高気圧業務健康診断【高圧則38条】	高気圧又は潜水業務に常時従事する労働者	○	○
石棉を取り扱う業務【石棉則40条】	石棉を含む建築物の解体又は改修に常時従事する労働者及び周辺業務に常時従事する労働者	○	○

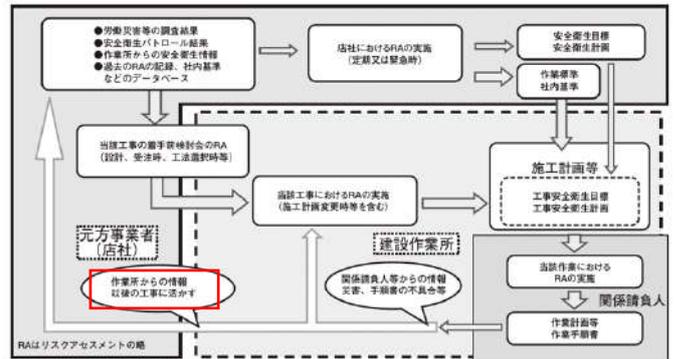
※法令で定められた有害とされる業務に従事する労働者、また、特定の物質を取り扱う労働者を対象とした健康診断。この他、放射線業務、鉛業務、鉛業務がある。

頁	箇所	内容
113	図	(赤枠を修正)

頁	箇所	内容
113	図	



店社及び作業所のリスクアセスメントの体系図



店社及び作業所のリスクアセスメントの体系図

150	表	(赤枠を追加)
-----	---	---------

150	表	
-----	---	--

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	規則条文
コンクリート橋架設等 作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が90m以上である部分に限る。)の架設又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517の22 517の23
石綿作業主任者	石綿若しくは石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿等」という。)を取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)又は石綿等試験研究のため製造する作業	技能講習修了者	石綿則 19
鉛作業主任者	鉛業務に係る作業	技能講習修了者	鉛則 33、34
酸素欠乏危険 作業主任者	第1種及び第2種酸素欠乏危険場所における作業	技能講習修了者	酸欠則 11
有機溶剤 作業主任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤とそれの含有量が5%を超えるものを取扱う作業	技能講習修了者	有機則 19 19の2
特定化学物質 作業主任者	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業	技能講習修了者	特化則 27、28

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	規則条文
コンクリート橋架設等 作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が90m以上である部分に限る。)の架設又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517の22 517の23
石綿作業主任者	石綿若しくは石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿等」という。)を取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)又は石綿等試験研究のため製造する作業	技能講習修了者	石綿則 19
鉛作業主任者	鉛業務に係る作業	技能講習修了者	鉛則 33、34
酸素欠乏危険 作業主任者	第1種及び第2種酸素欠乏危険場所における作業	技能講習修了者	酸欠則 11
有機溶剤 作業主任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤とそれの含有量が5%を超えるものを取扱う作業	技能講習修了者	有機則 19 19の2
特定化学物質 作業主任者	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業	技能講習修了者	特化則 27、28
金属アーク溶接等 作業主任者	金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業	限定技能講習修了者	特化則 27、28

頁	箇所	内容
153	資-9	(右に差し替え)

頁	箇所	内容
153	資-9	

資-9 監視人(誘導者)等の配置を必要とする業務の一覧表

該当箇所	規則条文
車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落防止(誘導者)	安衛則 151の6
車両系荷役運搬機械等又はその荷の接触防止(誘導者)	* 151の7
車両系建設機械の転倒又は転落防止(誘導者)	* 157
車両系建設機械の接触防止(誘導者)	* 158
高所作業車の作業床への搭乗制限等(誘導者)	* 194の20
ずい道等の内部における動力車による後押し運転(誘導者)	* 224
停電作業を行う場合	* 339
特別高圧活線近接作業	* 345
架空電線等近接の工作物の建設、解体の作業、くい打(抜)機、移動式クレーン等を使用する作業	* 349
明り掘削において運搬機械等が後進して作業箇所接近するとき、又は転落のおそれがあるとき(誘導者)	* 365
ずい道建設において運搬機械等が後進して作業箇所接近するとき、又は転落のおそれがあるとき(誘導者)	* 388
採石作業において運搬機械等の運搬経路の補修、保持の作業	* 413
採石作業において運搬機械等の運行経路上での岩石の小割又は加工の作業	* 414
採石作業で、運搬機械等が後進して作業箇所接近するとき、又は転落のおそれがあるとき(誘導者)	* 416
3m以上の高所から物体を投下するとき	* 536
道路と交わる軌道で車両を使用するとき	* 550
軌道上又は軌道近接作業	* 554
酸素欠乏危険場所における作業	酸欠訓 13

ずい道建設におけるずい道等の内部の火気又はアーケの使用状況の監視及び残火の始末の確認(防火担当者)	安衛則 389の4
---	--------------

資-9 監視人(誘導者)等の配置を必要とする業務の一覧表

該当箇所	監視人(誘導者)	規則条文
車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落等の防止	○	安衛則 151の6
車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触の防止	○	* 151の7
車両系建設機械の転倒又は転落防止	○	* 157
車両系建設機械の接触防止	○	* 158
高所作業車の作業床への搭乗制限等	○	* 194の20
ずい道等の内部における動力車による後押し運転時における措置	○	* 224
停電作業を行う場合の措置	○	* 339
特別高圧活線近接作業	○	* 345
架空電線等近接の工作物の建設等の作業で、くい打(抜)機、移動式クレーン等を使用する作業の感電防止	○	* 349
明り掘削において運搬機械等が後進して作業箇所接近するとき、又は転落のおそれがあるとき	○	* 365
ずい道建設において運搬機械等が後進して作業箇所接近するとき、又は転落のおそれがあるとき	○	* 388
ずい道建設におけるずい道等の内部の火気又はアーケの使用状況の監視及び残火の始末の確認(防火担当者)	○	* 389の4
採石作業において運搬機械等の運搬経路の補修、保持の作業	○	* 413
採石作業において運搬機械等の運行経路上で岩石の小割又は加工の作業	○	* 414
採石作業で、運搬機械等が後進して作業箇所接近するとき、又は転落のおそれがあるとき	○	* 416
3m以上の高所から物体を投下するとき	○	* 536
道路と交わる軌道で車両を使用するとき	○	* 550
軌道上又は軌道近接作業	○	* 554
酸素欠乏危険場所における作業	○	酸欠訓 13

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																																																																																										
158	表	(赤枠を追加)	158	表																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>表 示</th> <th>該 当 箇 所</th> <th>法規則条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称、成 分 等</td> <td>ベンゼン等有害物について成分、含有量等を容器等に表示</td> <td>安衛法 57 安衛則 31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取 扱 注 意</td> <td>屋内作業場、タンク、坑内、ずい道の内部等において有機溶剤業務を行うとき(見やすい場所)</td> <td>有機則 24</td> </tr> <tr> <td>上欄の場合 第一種……赤 第二種……黄 第三種……青 有機溶剤の区分表示は、色分けによる方法に併せて色分け以外の方法による</td> <td>〃 25</td> </tr> <tr> <td>巻 過 の 防 止</td> <td>巻過防止装置を具備しないクレーン、デリック及び建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープ</td> <td>クレーン則 19,106,182</td> </tr> <tr> <td>運 転 禁 止</td> <td>天井クレーン等の点検等の作業を行うときは、操作部分に</td> <td>〃 30の2</td> </tr> <tr> <td>取扱作業主任者氏名</td> <td>ボイラー(資格及び氏名を設置場所に) 第一種圧力容器(氏名を設置場所に)</td> <td>ボイラー則29 〃 66</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最 高 使 用 圧 力</td> <td>ボイラーの圧力計又は水高計</td> <td>〃 28</td> </tr> <tr> <td>第一種圧力容器の圧力計 第二種圧力容器の圧力計</td> <td>〃 65 〃 87</td> </tr> <tr> <td>みだりに作動の禁止</td> <td>地下室その他通風が不十分な場所に備える消火器等で炭酸ガスを使用するもの</td> <td>機欠則 19</td> </tr> <tr> <td>不活性気体の名称、開放の禁止及び開閉の方向</td> <td>ボイラー、タンク等の内部で炭酸ガス等の不活性気体を送給する配管のバルブ、コック等</td> <td>〃 22</td> </tr> <tr> <td>立 入 禁 止</td> <td>酸素欠乏危険作業場所で酸素欠乏等のおそれが生じたときの酸素欠乏危険作業場所</td> <td>機欠則 14 安衛則 640 1項4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石 綿 等 の 使 用 の 有 無 等 の 事 前 調 査 結 果 の 掲 示</td> <td>作業に従事する労働者及び周辺住民の見やすい箇所に次の事項を掲示 ・調査終了年月日 ・調査方法の概要 ・調査結果の概要 ・事前調査を行った部分の概要 ・材料ごとの石綿等の使用の有無及び判断根拠の概要</td> <td>石綿則 3</td> </tr> <tr> <td>喫煙・飲食の禁止の旨を作業場に表示</td> <td>作業場の見やすい箇所</td> <td>〃 33</td> </tr> <tr> <td>石綿等を取り扱う作業場等の標示</td> <td>作業に従事する労働者が見やすい箇所に次の事項を掲示 ・石綿等を取り扱い等する作業場である旨 ・石綿の人体に及ぼす作用 ・石綿等の取扱い上の注意事項 ・使用すべき保護具</td> <td>〃 34</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">除 染 等 の 業 務</td> <td>廃棄物収集等業務に使用する容器</td> <td>除去土壌又は汚染廃棄物を入れるものである旨</td> <td>除染電機則 13</td> </tr> <tr> <td>除去土壌又は汚染廃棄物の保管</td> <td>除去土壌又は汚染廃棄物を保管している旨</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>除染等業務</td> <td>喫煙又は飲食の禁止</td> <td>〃 18</td> </tr> </tbody> </table>			表 示	該 当 箇 所	法規則条文	名 称、成 分 等	ベンゼン等有害物について成分、含有量等を容器等に表示	安衛法 57 安衛則 31	取 扱 注 意	屋内作業場、タンク、坑内、ずい道の内部等において有機溶剤業務を行うとき(見やすい場所)	有機則 24	上欄の場合 第一種……赤 第二種……黄 第三種……青 有機溶剤の区分表示は、色分けによる方法に併せて色分け以外の方法による	〃 25	巻 過 の 防 止	巻過防止装置を具備しないクレーン、デリック及び建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープ	クレーン則 19,106,182	運 転 禁 止	天井クレーン等の点検等の作業を行うときは、操作部分に	〃 30の2	取扱作業主任者氏名	ボイラー(資格及び氏名を設置場所に) 第一種圧力容器(氏名を設置場所に)	ボイラー則29 〃 66	最 高 使 用 圧 力	ボイラーの圧力計又は水高計	〃 28	第一種圧力容器の圧力計 第二種圧力容器の圧力計	〃 65 〃 87	みだりに作動の禁止	地下室その他通風が不十分な場所に備える消火器等で炭酸ガスを使用するもの	機欠則 19	不活性気体の名称、開放の禁止及び開閉の方向	ボイラー、タンク等の内部で炭酸ガス等の不活性気体を送給する配管のバルブ、コック等	〃 22	立 入 禁 止	酸素欠乏危険作業場所で酸素欠乏等のおそれが生じたときの酸素欠乏危険作業場所	機欠則 14 安衛則 640 1項4	石 綿 等 の 使 用 の 有 無 等 の 事 前 調 査 結 果 の 掲 示	作業に従事する労働者及び周辺住民の見やすい箇所に次の事項を掲示 ・調査終了年月日 ・調査方法の概要 ・調査結果の概要 ・事前調査を行った部分の概要 ・材料ごとの石綿等の使用の有無及び判断根拠の概要	石綿則 3	喫煙・飲食の禁止の旨を作業場に表示	作業場の見やすい箇所	〃 33	石綿等を取り扱う作業場等の標示	作業に従事する労働者が見やすい箇所に次の事項を掲示 ・石綿等を取り扱い等する作業場である旨 ・石綿の人体に及ぼす作用 ・石綿等の取扱い上の注意事項 ・使用すべき保護具	〃 34	除 染 等 の 業 務	廃棄物収集等業務に使用する容器	除去土壌又は汚染廃棄物を入れるものである旨	除染電機則 13	除去土壌又は汚染廃棄物の保管	除去土壌又は汚染廃棄物を保管している旨	〃	除染等業務	喫煙又は飲食の禁止	〃 18	<table border="1"> <thead> <tr> <th>表 示</th> <th>該 当 箇 所</th> <th>法規則条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称、成 分 等</td> <td>ベンゼン等有害物について成分、含有量等を容器等に表示</td> <td>安衛法 57 安衛則 31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取 扱 注 意</td> <td>屋内作業場、タンク、坑内、ずい道の内部等において有機溶剤業務を行うとき(見やすい場所)</td> <td>有機則 24</td> </tr> <tr> <td>上欄の場合 第一種……赤 第二種……黄 第三種……青 有機溶剤の区分表示は、色分けによる方法に併せて色分け以外の方法による</td> <td>〃 25</td> </tr> <tr> <td>巻 過 の 防 止</td> <td>巻過防止装置を具備しないクレーン、デリック及び建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープ</td> <td>クレーン則 19,106,182</td> </tr> <tr> <td>運 転 禁 止</td> <td>天井クレーン等の点検等の作業を行うときは、操作部分に</td> <td>〃 30の2</td> </tr> <tr> <td>取扱作業主任者氏名</td> <td>ボイラー(資格及び氏名を設置場所に) 第一種圧力容器(氏名を設置場所に)</td> <td>ボイラー則29 〃 66</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">最 高 使 用 圧 力</td> <td>ボイラーの圧力計又は水高計</td> <td>〃 28</td> </tr> <tr> <td>第一種圧力容器の圧力計 第二種圧力容器の圧力計</td> <td>〃 65 〃 87</td> </tr> <tr> <td>みだりに作動の禁止</td> <td>地下室その他通風が不十分な場所に備える消火器等で炭酸ガスを使用するもの</td> <td>機欠則 19</td> </tr> <tr> <td>不活性気体の名称、開放の禁止及び開閉の方向</td> <td>ボイラー、タンク等の内部で炭酸ガス等の不活性気体を送給する配管のバルブ、コック等</td> <td>〃 22</td> </tr> <tr> <td>立 入 禁 止</td> <td>酸素欠乏危険作業場所で酸素欠乏等のおそれが生じたときの酸素欠乏危険作業場所</td> <td>機欠則 14 安衛則 640 1項4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石 綿 等 の 使 用 の 有 無 等 の 事 前 調 査 結 果 の 掲 示</td> <td>作業に従事する労働者及び周辺住民の見やすい箇所に次の事項を掲示 ・調査終了年月日 ・調査方法の概要 ・調査結果の概要 ・事前調査を行った部分の概要 ・材料ごとの石綿等の使用の有無及び判断根拠の概要</td> <td>石綿則 3 大防法18の15</td> </tr> <tr> <td>喫煙・飲食の禁止の旨を作業場に表示</td> <td>作業場の見やすい箇所</td> <td>石綿則 33</td> </tr> <tr> <td>石綿等を取り扱う作業場等の標示</td> <td>作業に従事する労働者が見やすい箇所に次の事項を掲示 ・石綿等を取り扱い等する作業場である旨 ・石綿の人体に及ぼす作用 ・石綿等の取扱い上の注意事項 ・使用すべき保護具</td> <td>〃 34</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">除 染 等 の 業 務</td> <td>廃棄物収集等業務に使用する容器</td> <td>除去土壌又は汚染廃棄物を入れるものである旨</td> <td>除染電機則 13</td> </tr> <tr> <td>除去土壌又は汚染廃棄物の保管</td> <td>除去土壌又は汚染廃棄物を保管している旨</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>除染等業務</td> <td>喫煙又は飲食の禁止</td> <td>〃 18</td> </tr> </tbody> </table>			表 示	該 当 箇 所	法規則条文	名 称、成 分 等	ベンゼン等有害物について成分、含有量等を容器等に表示	安衛法 57 安衛則 31	取 扱 注 意	屋内作業場、タンク、坑内、ずい道の内部等において有機溶剤業務を行うとき(見やすい場所)	有機則 24	上欄の場合 第一種……赤 第二種……黄 第三種……青 有機溶剤の区分表示は、色分けによる方法に併せて色分け以外の方法による	〃 25	巻 過 の 防 止	巻過防止装置を具備しないクレーン、デリック及び建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープ	クレーン則 19,106,182	運 転 禁 止	天井クレーン等の点検等の作業を行うときは、操作部分に	〃 30の2	取扱作業主任者氏名	ボイラー(資格及び氏名を設置場所に) 第一種圧力容器(氏名を設置場所に)	ボイラー則29 〃 66	最 高 使 用 圧 力	ボイラーの圧力計又は水高計	〃 28	第一種圧力容器の圧力計 第二種圧力容器の圧力計	〃 65 〃 87	みだりに作動の禁止	地下室その他通風が不十分な場所に備える消火器等で炭酸ガスを使用するもの	機欠則 19	不活性気体の名称、開放の禁止及び開閉の方向	ボイラー、タンク等の内部で炭酸ガス等の不活性気体を送給する配管のバルブ、コック等	〃 22	立 入 禁 止	酸素欠乏危険作業場所で酸素欠乏等のおそれが生じたときの酸素欠乏危険作業場所	機欠則 14 安衛則 640 1項4	石 綿 等 の 使 用 の 有 無 等 の 事 前 調 査 結 果 の 掲 示	作業に従事する労働者及び周辺住民の見やすい箇所に次の事項を掲示 ・調査終了年月日 ・調査方法の概要 ・調査結果の概要 ・事前調査を行った部分の概要 ・材料ごとの石綿等の使用の有無及び判断根拠の概要	石綿則 3 大防法18の15	喫煙・飲食の禁止の旨を作業場に表示	作業場の見やすい箇所	石綿則 33	石綿等を取り扱う作業場等の標示	作業に従事する労働者が見やすい箇所に次の事項を掲示 ・石綿等を取り扱い等する作業場である旨 ・石綿の人体に及ぼす作用 ・石綿等の取扱い上の注意事項 ・使用すべき保護具	〃 34	除 染 等 の 業 務	廃棄物収集等業務に使用する容器	除去土壌又は汚染廃棄物を入れるものである旨	除染電機則 13	除去土壌又は汚染廃棄物の保管	除去土壌又は汚染廃棄物を保管している旨	〃	除染等業務	喫煙又は飲食の禁止	〃 18
表 示	該 当 箇 所	法規則条文																																																																																																													
名 称、成 分 等	ベンゼン等有害物について成分、含有量等を容器等に表示	安衛法 57 安衛則 31																																																																																																													
取 扱 注 意	屋内作業場、タンク、坑内、ずい道の内部等において有機溶剤業務を行うとき(見やすい場所)	有機則 24																																																																																																													
	上欄の場合 第一種……赤 第二種……黄 第三種……青 有機溶剤の区分表示は、色分けによる方法に併せて色分け以外の方法による	〃 25																																																																																																													
巻 過 の 防 止	巻過防止装置を具備しないクレーン、デリック及び建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープ	クレーン則 19,106,182																																																																																																													
運 転 禁 止	天井クレーン等の点検等の作業を行うときは、操作部分に	〃 30の2																																																																																																													
取扱作業主任者氏名	ボイラー(資格及び氏名を設置場所に) 第一種圧力容器(氏名を設置場所に)	ボイラー則29 〃 66																																																																																																													
最 高 使 用 圧 力	ボイラーの圧力計又は水高計	〃 28																																																																																																													
	第一種圧力容器の圧力計 第二種圧力容器の圧力計	〃 65 〃 87																																																																																																													
みだりに作動の禁止	地下室その他通風が不十分な場所に備える消火器等で炭酸ガスを使用するもの	機欠則 19																																																																																																													
不活性気体の名称、開放の禁止及び開閉の方向	ボイラー、タンク等の内部で炭酸ガス等の不活性気体を送給する配管のバルブ、コック等	〃 22																																																																																																													
立 入 禁 止	酸素欠乏危険作業場所で酸素欠乏等のおそれが生じたときの酸素欠乏危険作業場所	機欠則 14 安衛則 640 1項4																																																																																																													
石 綿 等 の 使 用 の 有 無 等 の 事 前 調 査 結 果 の 掲 示	作業に従事する労働者及び周辺住民の見やすい箇所に次の事項を掲示 ・調査終了年月日 ・調査方法の概要 ・調査結果の概要 ・事前調査を行った部分の概要 ・材料ごとの石綿等の使用の有無及び判断根拠の概要	石綿則 3																																																																																																													
	喫煙・飲食の禁止の旨を作業場に表示	作業場の見やすい箇所	〃 33																																																																																																												
石綿等を取り扱う作業場等の標示	作業に従事する労働者が見やすい箇所に次の事項を掲示 ・石綿等を取り扱い等する作業場である旨 ・石綿の人体に及ぼす作用 ・石綿等の取扱い上の注意事項 ・使用すべき保護具	〃 34																																																																																																													
除 染 等 の 業 務	廃棄物収集等業務に使用する容器	除去土壌又は汚染廃棄物を入れるものである旨	除染電機則 13																																																																																																												
	除去土壌又は汚染廃棄物の保管	除去土壌又は汚染廃棄物を保管している旨	〃																																																																																																												
	除染等業務	喫煙又は飲食の禁止	〃 18																																																																																																												
表 示	該 当 箇 所	法規則条文																																																																																																													
名 称、成 分 等	ベンゼン等有害物について成分、含有量等を容器等に表示	安衛法 57 安衛則 31																																																																																																													
取 扱 注 意	屋内作業場、タンク、坑内、ずい道の内部等において有機溶剤業務を行うとき(見やすい場所)	有機則 24																																																																																																													
	上欄の場合 第一種……赤 第二種……黄 第三種……青 有機溶剤の区分表示は、色分けによる方法に併せて色分け以外の方法による	〃 25																																																																																																													
巻 過 の 防 止	巻過防止装置を具備しないクレーン、デリック及び建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープ	クレーン則 19,106,182																																																																																																													
運 転 禁 止	天井クレーン等の点検等の作業を行うときは、操作部分に	〃 30の2																																																																																																													
取扱作業主任者氏名	ボイラー(資格及び氏名を設置場所に) 第一種圧力容器(氏名を設置場所に)	ボイラー則29 〃 66																																																																																																													
最 高 使 用 圧 力	ボイラーの圧力計又は水高計	〃 28																																																																																																													
	第一種圧力容器の圧力計 第二種圧力容器の圧力計	〃 65 〃 87																																																																																																													
みだりに作動の禁止	地下室その他通風が不十分な場所に備える消火器等で炭酸ガスを使用するもの	機欠則 19																																																																																																													
不活性気体の名称、開放の禁止及び開閉の方向	ボイラー、タンク等の内部で炭酸ガス等の不活性気体を送給する配管のバルブ、コック等	〃 22																																																																																																													
立 入 禁 止	酸素欠乏危険作業場所で酸素欠乏等のおそれが生じたときの酸素欠乏危険作業場所	機欠則 14 安衛則 640 1項4																																																																																																													
石 綿 等 の 使 用 の 有 無 等 の 事 前 調 査 結 果 の 掲 示	作業に従事する労働者及び周辺住民の見やすい箇所に次の事項を掲示 ・調査終了年月日 ・調査方法の概要 ・調査結果の概要 ・事前調査を行った部分の概要 ・材料ごとの石綿等の使用の有無及び判断根拠の概要	石綿則 3 大防法18の15																																																																																																													
	喫煙・飲食の禁止の旨を作業場に表示	作業場の見やすい箇所	石綿則 33																																																																																																												
石綿等を取り扱う作業場等の標示	作業に従事する労働者が見やすい箇所に次の事項を掲示 ・石綿等を取り扱い等する作業場である旨 ・石綿の人体に及ぼす作用 ・石綿等の取扱い上の注意事項 ・使用すべき保護具	〃 34																																																																																																													
除 染 等 の 業 務	廃棄物収集等業務に使用する容器	除去土壌又は汚染廃棄物を入れるものである旨	除染電機則 13																																																																																																												
	除去土壌又は汚染廃棄物の保管	除去土壌又は汚染廃棄物を保管している旨	〃																																																																																																												
	除染等業務	喫煙又は飲食の禁止	〃 18																																																																																																												

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
159	資-12	(右に差し替え)	159	資-12	

資-12 建災防統一安全標識

別表第1

(1) 立入禁止	(2) 禁煙	(3) 火気厳禁	(4) 駐車禁止	(5) 一般禁止
(6) 頭上注意	(7) 足もと注意	(8) 開口部注意	(9) 感電注意	(10) 墜落注意
(11) 路肩注意	(12) 酸欠注意	(13) 有機溶剤使用中	(14) 一般注意	(15) 安全帯使用
(16) 保護帽着用	(17) 一般指示	(18) 整理整頓	(19) 最大積載荷重	(20) 喫煙所
(21) 担架	(22) 安全通路	(23) 昇降階段	(24) 休憩所	(25) 消火器
(26) 警報設備	(27) AED設置場所			

資-12 建災防統一安全標識

立入禁止			開口部注意			安全帯使用																				
Do Not Enter 禁止入内 CẤM VÀO Dilarang Masuk BAWAL PUMASOK			Danger: Opening in Floor 当心井口处 CHÚ Ý LỖ MỠ Awat! Ada Lubang MAMPANGAN: MAY BUTAS SA SAHAG			Wear Safety Belt 必须系安全带 SỬ DỤNG DÂY AN TOÀN Gunakan Sabuk Pengaman MAGSUTOT NG SINTURONG PANGKALBETASAN																				
(1) 立入禁止	(2) 禁煙	(3) 火気厳禁	(4) 駐車禁止	(5) 一般禁止	(6) 頭上注意	(7) 足もと注意	(8) 開口部注意	(9) 感電注意	(10) 墜落注意	(11) 路肩注意	(12) 酸欠注意	(13) 有機溶剤使用中	(14) 一般注意	(15) 安全帯使用	(16) 保護帽着用	(17) 一般指示	(18) 整理整頓	(19) 最大積載荷重	(20) 喫煙所	(21) 担架	(22) 安全通路	(23) 昇降階段	(24) 休憩所	(25) 消火器	(26) 警報設備	(27) AED設置場所

2020.11

頁	箇所	内容
163	資-15	(赤枠を修正)

頁	箇所	内容
163	資-15	

資-15 保護具の着用義務一覧表

保護具	作業の種類	法規則条文
保護帽	明り掘削の作業	安衛則 366
	採石作業	* 412
	最大積載量が5 t以上の貨物自動車での荷の積卸し	* 151の74
	最大積載量が5 t以上の不整地運搬車での荷の積卸し	* 151の52
	床面から2 m以上の高い上の作業	* 453
	高さ5 m以上又は橋梁支間30m以上の橋梁の架設、解体又は変更の作業	* 517の10
	高さ5 m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	* 517の19
	高さ5 m以上又は橋梁支間30m以上のコンクリート橋の架設、解体又は変更の作業	* 517の24
	高層建築場等で物体の飛来落下の危険のあるとき	* 539
	高所作業車(作業床が接地面に対し垂直のみ上昇し又は下降する構造のものを除く。)での作業	* 194の22
安全帯	高さ2 m以上の高所作業で墜落の危険のあるとき	* 518 * 519 * 520 * 521
	つり足場、張出し足場又は高さが5 m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業で足場材の繋結、取りはずし、受渡し等の作業	* 564
	クレーン、移動式クレーンの搭乗設備に必要があつて労働者を乗せる場合	クレーン則27 * 73
	ゴンドラの作業床での作業	ゴンドラ則17
	酸素欠乏危険作業	酸欠則 6
	作業帽又は作業服	動力による機械で作業中 安衛則 110
	保護眼鏡、保護手袋	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱 * 312,313
	呼吸用保護具	アーク溶接作業及びアークその他強烈な光線による危険場所 安衛則 325 粉じん則 27 じん粉法 5
	絶縁用保護具	高圧及び低圧活線(近接)作業 安衛則341~343 * 346~348
	保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等	有害業務 猛暑、寒冷な場所での作業、高熱、低温物体又は有害物の取扱い、有害な光線にさらされる作業、ガス、蒸気又は粉じんでの作業、病原体の汚染のおそれの著しい作業 * 592の5 * 593,597
不透性の保護衣、保護手袋、履物等	皮膚に障害を与える物の取り扱い * 594 * 597	
耳せん	強烈な騒音の場所での作業(リベット打ち等) * 595,597	
空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク	酸素欠乏危険作業 酸欠則5の2	
送気マスク又は防毒マスク	有機溶剤業務 有機則32~34	

資-15 保護具の着用義務一覧表

保護具	作業の種類	法規則条文
保護帽	明り掘削の作業	安衛則 366
	採石作業	* 412
	最大積載量が5 t以上の貨物自動車での荷の積卸し	* 151の74
	最大積載量が5 t以上の不整地運搬車での荷の積卸し	* 151の52
	床面から2 m以上の高い上の作業	* 453
	高さ5 m以上又は橋梁支間30m以上の橋梁の架設、解体又は変更の作業	* 517の10
	高さ5 m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	* 517の19
	高さ5 m以上又は橋梁支間30m以上のコンクリート橋の架設、解体又は変更の作業	* 517の24
	高層建築場等で物体の飛来落下の危険のあるとき	* 539
	高所作業車(作業床が接地面に対し垂直のみ上昇し又は下降する構造のものを除く。)での作業	* 194の22
安全帯	高さ2 m以上の高所作業で墜落の危険のあるとき	* 518 * 519 * 520 * 521
	つり足場、張出し足場又は高さが5 m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業で足場材の繋結、取りはずし、受渡し等の作業	* 564
	クレーン、移動式クレーンの搭乗設備に必要があつて労働者を乗せる場合	クレーン則27 * 73
	ゴンドラの作業床での作業	ゴンドラ則17
	酸素欠乏危険作業	酸欠則 6
	作業帽又は作業服	動力による機械で作業中 安衛則 110
	保護眼鏡、保護手袋	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱 * 312,313
	呼吸用保護具	アーク溶接作業及びアークその他強烈な光線による危険場所 安衛則 325 粉じん則 27 じん粉法 5
	絶縁用保護具	高圧及び低圧活線(近接)作業 安衛則341~343 * 346~348
	保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等	有害業務 猛暑、寒冷な場所での作業、高熱、低温物体又は有害物の取扱い、有害な光線にさらされる作業、ガス、蒸気又は粉じんでの作業、病原体の汚染のおそれの著しい作業 * 592の5 * 593,597
不透性の保護衣、保護手袋、履物等	皮膚に障害を与える物の取り扱い * 594 * 597	
聴覚用保護具(耳せん)	強烈な騒音の場所での作業(リベット打ち等) * 595,597	
空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク	酸素欠乏危険作業 酸欠則5の2	
送気マスク又は防毒マスク	有機溶剤業務 有機則32~34	

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
165	資-16	(赤枠を修正、追加)	165	資-16	

資-16 年少者の就業制限の業務の範囲 (建設業関係)

1. 重量物を取扱う業務 (年少則第7条)

年齢及び性	重量 (単位kg)	
	所轄作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満 女	12以上	8以上
満16歳未満 男	15 *	10 *
満16歳以上 女	25 *	15 *
満18歳未満 男	30 *	20 *

2. 年少者の就業制限の業務の範囲 (年少則第8条抄)

- ボイラーの取扱い業務
- ボイラーの溶接の業務
- クレーン、デリック又は揚貨装置の運転の業務
- 最大積載荷重が2t以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さが15m以上のコンクリート用エレベーターの運転の業務
- 動力により駆動される軌条運輸機関、乗合自動車又は最大積載量が2t以上の貨物自動車の運転の業務
- 動力により駆動される巻上げ機 (電気ホイスト及びエアホイストを除く。)、運搬機又は索道の運転の業務
- 直流にあっては750Vを、交流にあっては300Vを超える電圧の充電回路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務
- 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務
- クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務 (2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)
- 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
- 直径が25cm以上の丸のこ盤 (横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつにより労働者が危害を受けるおそれのないものを除く。)
- 又はのこ車の直径が75cm以上の帯のこ盤に木材を送給する業務
- 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務

- 軌道内であって、ずい道内の場所、見通し距離が400m以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う業務
- 手押ししかなな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務
- 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務
- 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5m以上の地穴における業務
- 高さが5m以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務
- 足場の組立、解体又は変更の業務 (地上又は床上における補助作業の業務を除く。)
- 直径が35cm以上の立木の伐採の業務
- 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務で、爆発のおそれのあるもの
- 危険物 (労働安全衛生法施行令別表第1に掲げる爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物又は可燃性のガスをいう。)を製造し、又は取り扱う業務で、爆発、発火又は引火のおそれのあるもの
- 圧縮ガス又は液化ガスを製造し、又は用いる業務
- 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 異常気圧下における業務
- さく岩機、鉋打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
- 強烈な騒音を発する場所における業務
- 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が別に定める業務

- (注) 関係法
- 基準法第62条 危険有害業務の就業制限
 - 基準法第63条 坑内労働の禁止

資-16 年少者の就業制限の業務の範囲 (建設業関係)

1. 重量物を取扱う業務 (年少則第7条)

年齢及び性	重量 (単位kg)	
	所轄作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満 女	12以上	8以上
満16歳未満 男	15 *	10 *
満16歳以上 女	25 *	15 *
満18歳未満 男	30 *	20 *

2. 年少者の就業制限の業務の範囲 (年少則第8条抄)

- ボイラーの取扱い業務
- ボイラーの溶接の業務
- クレーン、デリック又は揚貨装置の運転の業務
- 最大積載荷重が2t以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さが15m以上のコンクリート用エレベーターの運転の業務
- 動力により駆動される軌条運輸機関、乗合自動車又は最大積載量が2t以上の貨物自動車の運転の業務
- 動力により駆動される巻上げ機 (電気ホイスト及びエアホイストを除く。)、運搬機又は索道の運転の業務
- 直流にあっては750Vを、交流にあっては300Vを超える電圧の充電回路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務
- 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務
- クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務 (2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)
- 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
- 直径が25cm以上の丸のこ盤 (横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつにより労働者が危害を受けるおそれのないものを除く。)
- 又はのこ車の直径が75cm以上の帯のこ盤に木材を送給する業務
- 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務
- 軌道内であって、ずい道内の場所、見通し距離が400m以内の場所又は車両の通

- 行が頻繁な場所において単独で行う業務
- 手押ししかなな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務
 - 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務
 - 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5m以上の地穴における業務
 - 高さが5m以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務
 - 足場の組立、解体又は変更の業務 (地上又は床上における補助作業の業務を除く。)
 - 高さ35cm以上の立木の伐採の業務
 - 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務で、爆発のおそれのあるもの
 - 危険物 (労働安全衛生法施行令別表第1に掲げる爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物又は可燃性のガスをいう。)を製造し、又は取り扱う業務で、爆発、発火又は引火のおそれのあるもの
 - 圧縮ガス又は液化ガスを製造し、又は用いる業務
 - 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、シアン化水素、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
 - 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
 - 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - 異常気圧下における業務
 - さく岩機、鉋打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
 - 強烈な騒音を発する場所における業務
 - 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が別に定める業務
- (注) 関係法
- 基準法第62条 危険有害業務の就業制限
 - 基準法第63条 坑内労働の禁止

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
166	資-17	(赤枠を修正)	166	資-17	

資-17 女性の就業制限の業務の範囲 (建設業関係)

女性労働基準規則 第2条第1項(抄)	就業制限の内容			就業制限の内容			
	妊婦	産婦	その他の女性				
1号 重量物を取り扱う業務 年 齢 重量(単位:kg) 断続作業 継続作業	×	×	×	13号 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5m以上の地穴における業務	×	○	○
満16歳未満 12以上 8以上				14号 高さが5m以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	○	○
満16歳以上 満18歳未満 25 ⇨ 15 ⇨				15号 足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)	×	△	○
満18歳以上 30 ⇨ 20 ⇨				16号 胸高直径が35cm以上の立木の伐採の業務	×	△	○
2号 ボイラーの取扱いの業務				×	△	○	3号 ボイラーの溶接の業務
4号 つり上げ荷重が5t以上のクレーン若しくはデリック又は制鋼荷重が5t以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○	4号 つり上げ荷重が5t以上のクレーン若しくはデリック又は制鋼荷重が5t以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○
5号 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃掃、給油、検査、修理又はベルトの掛け換えの業務	×	△	○	5号 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃掃、給油、検査、修理又はベルトの掛け換えの業務	×	△	○
6号 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)	×	△	○	6号 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)	×	△	○
7号 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○	7号 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○
8号 直径が25cm以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)	×	△	○	8号 直径が25cm以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)	×	△	○
9号 操車場の構内における軌道車両の入換え、池給又は解放の業務	×	△	○	9号 操車場の構内における軌道車両の入換え、池給又は解放の業務	×	△	○
12号 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○	12号 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○
×……女性を就かせてはならない業務 △……女性が申し出た場合就かせてはならない業務 ○……女性を就かせてもさしつかえない業務							

(注) 妊婦とは妊娠中の女性 産婦とは産後1年以内の女性

資-17 女性の就業制限の業務の範囲 (建設業関係)

女性労働基準規則 第2条第1項(抄)	就業制限の内容			就業制限の内容			
	妊婦	産婦	その他の女性				
1号 重量物を取り扱う業務 年 齢 重量(単位:kg) 断続作業 継続作業	×	×	×	13号 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5m以上の地穴における業務	×	○	○
満16歳未満 12以上 8以上				14号 高さが5m以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	○	○
満16歳以上 満18歳未満 25 ⇨ 15 ⇨				15号 足場の組立て、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)	×	△	○
満18歳以上 30 ⇨ 20 ⇨				16号 胸高直径が35cm以上の立木の伐採の業務	×	△	○
2号 ボイラーの取扱いの業務				×	△	○	3号 ボイラーの溶接の業務
4号 つり上げ荷重が5t以上のクレーン若しくはデリック又は制鋼荷重が5t以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○	4号 つり上げ荷重が5t以上のクレーン若しくはデリック又は制鋼荷重が5t以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○
5号 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃掃、給油、検査、修理又はベルトの掛け換えの業務	×	△	○	5号 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃掃、給油、検査、修理又はベルトの掛け換えの業務	×	△	○
6号 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)	×	△	○	6号 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)	×	△	○
7号 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○	7号 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○
8号 直径が25cm以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)	×	△	○	8号 直径が25cm以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)	×	△	○
9号 操車場の構内における軌道車両の入換え、池給又は解放の業務	×	△	○	9号 操車場の構内における軌道車両の入換え、池給又は解放の業務	×	△	○
12号 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○	12号 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○
×……女性を就かせてはならない業務 △……女性が申し出た場合就かせてはならない業務 ○……女性を就かせてもさしつかえない業務							

(注) 妊婦とは妊娠中の女性 産婦とは産後1年以内の女性

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
---	----	----	---	----	----

178	資-21	(赤枠を追加)	178	資-21	
-----	------	---------	-----	------	--

資-21 元方事業者による建設現場安全管理指針

1. 建設現場における安全管理

元方事業者の実施する事項	
1. 安全衛生管理計画の作成	①安全衛生管理の基本方針・目標・労働災害防止対策 ②共同企業体においては、構成事業者が連携のうえ作成し、委員会等で審査する。
2. 過度の重層請負の改善	過度の重層請負は、作業間の連絡調整及び元方の指導が徹底しにくいことや、労働災害の防止のための経費が確保されにくくなるなど問題を発生しやすいことから、店社社内基準に則り、 ①事業者責任を遂行出来ない者・単純労働の労働提供のみを行う者・実際の管理や施工に携わらない者など不良・不適当な業者を使わない。 ②一括下請負を禁止すること。
3. 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等	①請負契約において、労働災害防止対策の実施者及び経費の負担を明示する。 ②請負代金内訳に明示する経費 (例) 防網(準備・撤去)・安全帯の取組設置費、車両系建設機械による接触防止の誘導員の配置、安全大会・講習会等の参加費など
4. 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等	①関係請負人の把握(名称、請負内容、安全衛生責任者、安全衛生推進者他) ②労働者の把握(人員、免許・資格) ③安全衛生責任者等の雇入状況の把握(作業日毎) ④持込機械整備の把握(定期自主検査・作業開始前点検) 以上の①-④を把握するため、「労働・安全に関する管理書類」を提出させる。
5. 作業手順書の作成	①関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した手順書を作成するよう指導する。 ②危険作業・重点危険作業・有害性の高い作業は必ず作成させ、労働者がその通り容易に作業できるものとするよう指導する。
6. 協議組織の設置・運営	①毎月1回以上の開催 ②元方(統括・元管・現場社員・店社安全衛生管理者又は工事・安全の責任者)、関係請負人(工事安全の責任者・経営幹部、安全衛生推進者、安全衛生責任者)で協議組織を構成する。 ③協議事項 ④安全衛生管理の基本方針・目標・災害防止対策 ⑤月間・週間工程 ⑥機械設備の配置計画 ⑦車両系建設機械の作業方法 ⑧移動式クレーンの作業方法 ⑨危険及び健康障害防止のための対策 ⑩安全衛生に関する規定 ⑪安全衛生教育の実施計画 ⑫クレーンの合図の統一等 ⑬事故現場等の標識の統一等 ⑭有機溶剤等の容器の集積場所の統一等 ⑮警報の統一等 ⑯避難等の訓練の実施方法の統一等 ⑰労働災害の原因及び再発防止対策 ⑱監督者からの指導事項に対する危険防止と健康障害防止 ⑲その他労働者の危険又は健康障害防止 ⑳その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉑その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉒その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉓その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉔その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉕その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉖その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉗その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉘その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉙その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉚その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉛その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉜その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉝その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉞その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉟その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊱その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊲その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊳その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊴その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊵その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊶その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊷その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊸その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊹その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊺その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊻その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊼その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊽その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊾その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊿その他労働者の危険又は健康障害防止
7. 作業間の連絡及び調整	安全施工ヤシタ(活動時に現在作業による労働災害を防止するため、関係請負人の安全衛生責任者と次の事項について連絡調整をする。 ①車両系建設機械・移動式クレーンによる作業の作業計画 ②機械設備の配置計画 ③作業所巡視の結果 ④具体的な労働災害防止対策
8. 作業場所の巡視	①元方事業者は統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又はこれに準ずる者に毎作業日1回以上現場を巡視させる。

資-21 元方事業者による建設現場安全管理指針

基発第267号の2
平成7年4月21日

1. 建設現場における安全管理

元方事業者の実施する事項	
1. 安全衛生管理計画の作成	①安全衛生管理の基本方針・目標・労働災害防止対策 ②共同企業体においては、構成事業者が連携のうえ作成し、委員会等で審査する。
2. 過度の重層請負の改善	過度の重層請負は、作業間の連絡調整及び元方の指導が徹底しにくいことや、労働災害の防止のための経費が確保されにくくなるなど問題を発生しやすいことから、店社社内基準に則り、 ①事業者責任を遂行出来ない者・単純労働の労働提供のみを行う者・実際の管理や施工に携わらない者など不良・不適当な業者を使わない。 ②一括下請負を禁止すること。
3. 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等	①請負契約において、労働災害防止対策の実施者及び経費の負担を明示する。 ②請負代金内訳に明示する経費 (例) 防網(準備・撤去)・安全帯の取組設置費、車両系建設機械による接触防止の誘導員の配置、安全大会・講習会等の参加費など
4. 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等	①関係請負人の把握(名称、請負内容、安全衛生責任者、安全衛生推進者他) ②労働者の把握(人員、免許・資格) ③安全衛生責任者等の雇入状況の把握(作業日毎) ④持込機械整備の把握(定期自主検査・作業開始前点検) 以上の①-④を把握するため、「労働・安全に関する管理書類」を提出させる。
5. 作業手順書の作成	①関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した手順書を作成するよう指導する。 ②危険作業・重点危険作業・有害性の高い作業は必ず作成させ、労働者がその通り容易に作業できるものとするよう指導する。
6. 協議組織の設置・運営	①毎月1回以上の開催 ②元方(統括・元管・現場社員・店社安全衛生管理者又は工事・安全の責任者)、関係請負人(工事安全の責任者・経営幹部、安全衛生推進者、安全衛生責任者)で協議組織を構成する。 ③協議事項 ④安全衛生管理の基本方針・目標・災害防止対策 ⑤月間・週間工程 ⑥機械設備の配置計画 ⑦車両系建設機械の作業方法 ⑧移動式クレーンの作業方法 ⑨危険及び健康障害防止のための対策 ⑩安全衛生に関する規定 ⑪安全衛生教育の実施計画 ⑫クレーンの合図の統一等 ⑬事故現場等の標識の統一等 ⑭有機溶剤等の容器の集積場所の統一等 ⑮警報の統一等 ⑯避難等の訓練の実施方法の統一等 ⑰労働災害の原因及び再発防止対策 ⑱監督者からの指導事項に対する危険防止と健康障害防止 ⑲元方事業者の巡視結果に基づく危険防止又は健康障害防止 ⑳その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉑その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉒その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉓その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉔その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉕その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉖その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉗その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉘その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉙その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉚その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉛その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉜その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉝その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉞その他労働者の危険又は健康障害防止 ㉟その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊱その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊲その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊳その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊴その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊵その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊶その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊷その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊸その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊹その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊺その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊻その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊼その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊽その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊾その他労働者の危険又は健康障害防止 ㊿その他労働者の危険又は健康障害防止
7. 作業間の連絡及び調整	安全施工ヤシタ(活動時に現在作業による労働災害を防止するため、関係請負人の安全衛生責任者と次の事項について連絡調整をする。 ①車両系建設機械・移動式クレーンによる作業の作業計画 ②機械設備の配置計画 ③作業所巡視の結果 ④具体的な労働災害防止対策
8. 作業場所の巡視	①元方事業者は統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又はこれに準ずる者に毎作業日1回以上現場を巡視させる。